

2009/4/23

ノルウェイにおけるクラスアクションの概略

慶應義塾大学教授

三木浩一

第 1 総論

(1) 消費者保護関連機関

- ・ 法務警察省
- ・ 児童平等省（消費者局：消費者政策担当、法務担当）
- ・ 消費者委員会
- ・ 消費者オンブズマン

(2) 民事訴訟法

- ・ 民事紛争における調停手続及び訴訟手続に関する法律（2005 年紛争法）
- ・ 1990 年代に始まった大規模な司法改革の一貫として 1915 年法を改正
- ・ クラスアクション規定は 2005 年紛争法の一部
- ・ 歴史的にはドイツ法系であるが、2005 年紛争法は英米系を導入
- ・ イギリスのウルフリポートからの影響
- ・ ADR の拡充、争点中心型審理、少額事件手続の導入など
- ・ 2008 年 1 月 1 日施行

(3) クラスアクション導入の経緯

- ・ 1990 年：北欧閣僚評議会におけるアメリカのクラスアクションの研究
- ・ 1999 年：紛争解決審議会による紛争法の見直し作業の開始
- ・ 2001 年：報告書の提出（オプトインとオプトアウトの併用型の提案）
- ・ 2005 年：紛争法改正案の国会提出および可決成立

第 2 クラスアクション法の内容

(1) 適用範囲

- ・ 民事訴訟法（第 35 章）における一般制度であり、適用対象に限定はない
- ・ 管轄はすべての地方裁判所にあり、管轄の限定はない

- ・ 被告側のクラスアクションも可
- ・ 訴訟手続は通常の民事訴訟と同じ。

(2) 認可要件 (第 35-2 条)

- ①事実上又は法律上の基礎が同一又は実質的に共通である権利又は義務の存在
- ②同一の構成による裁判所による審理が可能
- ③同一の手続規則に基づく審理が可能
- ④クラスアクションが最も適切な手続であること
- ⑤集団代表者の選任が可能であること

*②、③、⑤は当然の要件。①はクラスアクションや選定当事者を含むあらゆる集団訴訟に不可欠の要件。④はアメリカ法における優越性の要件と同じ。

*アメリカ法のような支配性の要件がない。共通争点と個別争点を分離する手続があるから (第 35-10 条)

*アメリカ法のような代表性の要件がない。代表者は裁判所が任命するから (第 35-9 条)

(3) 提訴適格 (第 35-3 条)

- ①共通の利益を有する潜在的集団に属するあらゆる人
- ②消費者団体等の公私の団体や消費者委員会などの政府機関

*①はアメリカのクラスアクションと同様に万人に提訴適格を認めるもの

*②はヨーロッパの団体訴訟と同じ類型。事前の認証や登録は不要。適格団体制度ではない

*消費者オンブズマンには提訴適格はない

*政府機関として消費者委員会が提訴適格を有するが、性質は消費者団体訴訟に近い

*差別平等オンブズマンや児童オンブズマンも提訴適格を有する (消費者事件以外の事件類型におけるクラスアクション)

(4) クラス認可決定 (第 35-4 条)

- ・ 訴状にオプトインかオプトアウトかを記載する必要あり
- ・ 認可決定における付随決定事項
 - ①クラスアクションの対象となる請求権の範囲

- ② オプトインかオプトアウトかの決定
 - ③ オプトインの場合のオプトイン期限
 - ④ クラス代表者の任命
 - ⑤ 費用に関する決定（必要的決定事項ではない）
- ・ 認可決定は中間的決定。上訴可

(5) 告知（第 35-5 条）

- ・ クラス認可後、クラスメンバーへの告知が必要（オプトイン・オプトアウト共通）
- ・ 告知の主体は、当事者ではなく裁判所
- ・ 告知の方法は、通知、広告、その他の方法
- ・ 通知内容、通知方法、その他の事項は裁判所が決定する

* 当事者ではなく裁判所が告知の主体である点は、アメリカのクラスアクションと相違

* 告知の方法として広告も認める

(6) オプトイン型（第 35-6 条）

- ・ オプトインするためにはオプトインの登録が必要
- ・ クラス登録は裁判所（書記官）が管理する
- ・ クラス登録に関する細則は裁判所が定める

(7) オプトアウト型（第 35-7 条）

- ・ オプトアウト型クラスアクションの要件
 - ① 請求金額が非常に小さく、相当多数の者にとって個別訴訟の提起が困難
 - ② 個別審理が必要な個別争点の不存在
- ・ オプトアウトするためにはオプトアウトの登録が必要

* 金額が小さいこと自体が本質的要素というよりも、そのことによって個別訴訟の提起が困難になるかどうかポイント

* したがって、「少額」の具体的な額は明記されていない

* 「少額」は、事件ごとに幅がある。

* 「少額」のイメージは、インタビューした相手により異なる。100 クローネから 2000 クローネの間の答え

(8) 離脱 (第 35-8 条)

- ・ オプトインした後の離脱およびオプトアウトとしての離脱が可能
- ・ 離脱にはオプトイン登録の抹消またはオプトアウトの登録が必要
- ・ 離脱の時期は、判決の確定まで可能
- ・ 判決前の離脱は実体権を喪失しない

* スウェーデン法はオプトインの終期までしか離脱を認めないが、ノルウェイ法は判決確定までの離脱を認める

* 判決前の離脱は訴訟物たる権利に影響しない

(9) クラス代表者 (第 35-9 条)

- ・ クラス代表者は裁判所が任命する
- ・ クラスの代理人は弁護士でなければならない

(10) 和解 (第 35-11 条)

- ・ オプトアウト型クラスアクションの和解は裁判所の認可を要する
- ・ オプトイン型クラスアクションの和解は裁判所の認可は不要

(11) その他

- ・ 共通争点から個別争点を分離することが可能 (第 35-10 条)
- ・ クラスアクションの費用は基本的にはクラス代表者が負う (第 35-12 条)
- ・ オプトイン型クラスアクションの場合は、クラスメンバーにオプトインの条件として費用を分担させられる場合もある (第 35-14 条)
- ・ クラス代表者は裁判所の決定により報酬を受けられる (第 35-12 条)

第3 その他

(1) オプトアウト型クラスアクション

- ・ オプトアウト型が想定しているのは、銀行、保険、電力、ブロードバンドなどの継続的サービスにおける料金の過剰請求など。個々の被害は少額で個別訴訟になじまないうえに、被害形態が均一で個別争点がない事件
- ・ 制度の導入に際して参考にしたのは、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イング

ランド、スコットランド、スウェーデン、デンマークなど

- ・併用型はデンマークも採用したが、ノルウェイの議論をデンマークが参考にしたと聞いている

(2) クラス登録

- ・登録方法には書類申請と口頭申請がある
- ・書類申請は裁判所に対する郵送
- ・口頭申請は裁判所に出頭
- ・細則は法務省の規則に定められている

(3) クラスアクションの内容

- ・一般的な訴訟と同じ。差止請求、損害賠償請求、引渡請求など、何でも可
- ・クラスアクションは原則として判決手続のみ。執行手続は個別が原則。
- ・オプトアウト型クラスアクションの場合は、(執行方法が判決書から明確な場合には?) 例外的にクラス代表者が執行まで担当できる場合もある。この執行法の規定は、事後に挿入されたもの。
- ・クラスアクションの判決では、個々のクラスメンバーの損害額を特定する。総額判決はできない。

(4) 具体的な事件

- ・すでに11件のクラスアクションが提起されたという情報があるが、真偽は未確認
- ・現地インタビューでは、いずれの官庁も把握していなかった

<仮訳>

ノルウェイ紛争法（2005年6月17日成立）

第8部 特別形式の訴訟手続

第35章 集団訴訟（クラスアクション）

第35-1条 適用範囲・定義

- (1) 本章は、地方裁判所における集団訴訟の取り扱いに関する特別の規則及び集団訴訟における決定に対する上訴について定める。
- (2) 集団訴訟（クラスアクション）とは、事実上及び法律上の基礎が同一若しくは実質的に共通である集団が提起する訴訟、又はそのような集団に対して提起される訴訟であって、裁判所が集団訴訟として認可したものをいう。
- (3) 集団訴訟手続（クラス訴訟手続）とは、集団訴訟に関する一連の特別な訴訟手続の規則をいう。
- (4) 集団（クラス）は、裁判所が定義した集団訴訟の範囲内に属する権利又は義務を有する法律上の人であって、第35-6条又は第36-7条に基づく訴訟に包含される者によって構成される。
- (5) 集団構成員（クラスメンバー）とは、集団に属する個々の法律上の人である。
- (6) 集団登録（クラス登録）とは、第35-6条に基づいて管理される集団構成員としての登録である。
- (7) 集団代表者（クラス代表者）とは、第35-9条第（1）項ないし第（3）項に基づく訴訟において、集団を代表して行動する者をいう。

第35-2条 集団訴訟の要件

- (1) 集団訴訟は、次のすべての要件を満たす場合に限り、提起することができる。
 - a) 複数の法律上の人、事実上又は法律上の基礎が同一又は実質的に共通である権利又は義務を有すること。
 - b) 複数の請求が、同一の構成による裁判所によって審理することが可能であり、かつ、同一の手続規則に基づいて大部分は審理することが可能であること。
 - c) 当該複数の請求を処理する手段として集合訴訟手続が最も適切であること。
 - d) 第35-9条に基づいて集団代表者を選任することが可能であること。
- (2) ノルウェイの裁判所において通常訴訟の提起又は参加をすることができる者のみが集団構成員となることができる。

第35-3条 訴えの提起

- (1) 次に掲げる者は、集団訴訟を提起することができる。
 - a) 集団構成員になるための要件を満たす者。ただし、訴えの提起が認可されることを要する。
 - b) 特定の利益の保護を目的とする組織、団体、又は公的機関。ただし、提起される訴訟がその目的及び第1-4条が定める一般要件に適合することを要する。
- (2) 集団訴訟は、集団構成員の資格を有する者が通常の訴訟を提起することができる地方裁判所に、召喚令状を提出することによって提起しなければならない。
- (3) 召喚令状には、裁判所が集団訴訟の要件の充足の有無及び第35-4条第(2)項の争点に関する決定を行うに際して、判断のために必要な情報が記載されていなければならない。召喚令状には、その集団訴訟が第35-6条又は第35-7条のいずれに基づいて提起されたのかが記載されていなければならない。

第35-4条 集団訴訟の認可

- (1) 裁判所は、集団訴訟として認可するかしないかの決定を、可能な限り迅速に行わなければならない。
- (2) 集団訴訟を認可する場合には、裁判所は、認可決定に次の事項を記載しなければならない。
 - a) その集団訴訟に包含される可能性のある請求の範囲、
 - b) その集団訴訟を第35-6条又は第35-7条のいずれに基づいて進めるべきかについての決定、
 - c) 第35-6条に基づく集団訴訟の場合には、集団登録簿に登録を行う最終期限の決定、
 - d) 裁判所が必要と認める場合には、第35-6条第(3)項に基づく責任及び予納費用の上限の決定、
 - e) 集団代表者の任命。
- (3) 集団訴訟として認可した事件について審理を進めた結果、その事件を集団手続によって審理することが明らかに不適當であること、又は、集団訴訟における請求権の範囲について再定義が必要なことが明白になった場合には、裁判所は、職権により認可決定を取消し又は変更することができる。これにより、その集団訴訟に含まれなくなった当事者は、取消し又は変更の決定が確定して執行可能になったときから1か月以内であれば、裁判所に対し、自らの請求権について個人訴訟としての審理を続行することを求めることができる。
- (4) 本条第(1)項から第(3)項までに定める決定は、中間的決定としてなされなければならない。

ならない。上訴に関して第29-3条第(2)項は適用されない。

第35-5条 認可された集団訴訟の告知

- (1) 集団訴訟を認可したときは、裁判所は、通知、広告又はその他の方法により、その集団訴訟に参加しうる者又は第35-7条に基づき集団構成員とされる者に対し、その集団訴訟が提起されたことを知らせなければならない。
- (2) 通知又は広告には、集団訴訟及び集団訴訟手続の意味するところ(集団構成員としての登録又は登録抹消がもたらす影響、訴訟費用を負担する潜在的な責任、和解に関する集団代表者の権限を含む)を明確に記載しなければならない。通知には、集団登録を行うことができる期限を記載しなければならない。
- (3) 裁判所は、通知の内容、通知の方法(集団代表者が通知又は広告を担当するかどうか、及びその費用を負担するかどうかを含む)、及びその他の事項を決定しなければならない。

第35-6条 集団構成員の登録を要する集団訴訟

- (1) 集団訴訟は、第35-7条に基づいて提起された訴訟を除き、集団構成員として登録された者たちのみを対象とする。集団訴訟の範囲に含まれる請求を有する者は、集団登録をすることができる。
- (2) 登録の申請は、登録期限内に提出しなければならない。本案審理前の時点であれば、裁判所は、特別の場合には期限後の登録を認めることができる。ただし、相手方当事者が強く反対する場合には、これを考慮しなければならない。
- (3) 集団訴訟の訴えを提起した者又は集団代表者からの申立てに基づいて、裁判所は、第35-14条に基づく費用に関して裁判所が認めた上限額について、集団登録をした集団構成員が責任を引き受けるべき旨を決定することができる。同じく申立てに基づいて、裁判所は、集団のための弁護士費用の一部又は全部が、集団登録の前に支払われるべきことを決定することができる。
- (4) 集団登録は、裁判所がこれを管理する。裁判所事務局は、集団登録に関するより詳細な規則を定めることができる。

第35-7条 集団構成員の登録を要しない集団訴訟

- (1) 裁判所は、次の各号に掲げる場合には、集団訴訟の範囲に含まれる請求を有する者たちが集団登録をすることなく集団構成員となるべき旨の決定をすることができる。
 - a) その者たちが有する請求の金額または利益が非常に小さく、その者たちの中の相当に多数の者が個別の訴えを提起することはないであろうと推測される場合、かつ

- b) 個別審理の必要がある争点が生じることはないと判断される場合。
- (2) 集団訴訟に加入することを望まない者は、第35-8条に従って手続から離脱することができる。離脱の登録は、裁判所がこれを管理する。これに対応して、第35-6条第(4)項を準用する。

第35-8条 集団構成員からの離脱

- (1) 何人も、集団構成員から離脱することができる。離脱には、集団登録の抹消または離脱登録の記載を要する。離脱は、裁判所が離脱の通知を受領したときに、その効力を生じる。ある集団構成員の請求に対して終局かつ執行可能な決定がなされた後は、その集団構成員は離脱することができない。
- (2) 事件の本案に関して第35-11条に基づく集団構成員を拘束する判決がなされる前であれば、集団構成員は、その実体法上の請求権を失うことなく、集団から離脱することができる。
- (3) 集団構成員が、事件の本案に関して第35-11条第(2)項に基づく集団構成員を拘束する判決がなされた後に離脱した場合において、その者の事件についてさらなる審理を要するときは、同一の裁判所で、通常訴訟手続又は少額訴訟手続の規則に従って、審理を続行しなければならない。その離脱した集団構成員の請求について裁判所の判断がなされたときは、上訴の申立ては個人訴訟における上訴の方法で行わなければならない。その上訴の期限は、集団のための上訴の期限から1か月後である。ただし、集団が上訴した場合には、この期限を徒過した後であっても個人上訴を行うことができる。この場合には、上訴の通知は集団からの離脱の通知と同時に提出されなければならない。その上訴は集団が申し立てた上訴の範囲内でなければならない。
- (4) 上訴において別段の陳述がある場合を除き、集団の相手方当事者からの上訴は、第35-11条に基づいてすべての集団構成員が拘束される判決が言い渡されたときに集団の構成員であった者たちに対して、なされるものとする。
- (5) 個人訴訟の方法で訴えを提起した者は、本条の前項までの規定との関係では、集団訴訟から離脱したものとみなされる。第35-7条に基づく訴訟においては、個人訴訟が却下されたときはこの効果は失効する。

第35-9条 集団訴訟における代表者の権利及び義務

- (1) 集団代表者は、集団訴訟における集団の権利及び義務を保護しなければならない。集団代表者は、その代表する集団訴訟について、集団構成員に対する適切な情報の継続的な提供を確保しなければならない。この義務は、とくに、集団構成員の請求に影響を及ぼす手

続の段階及び決定について妥当する。

- (2) 何人も、第35-3条第(1)項に基づく集団訴訟を提起することができ、その意思がある限り、集団代表者となることができる。
- (3) 集団代表者は、裁判所が任命する。集団代表者は、集団の利益を十分に擁護することができ、かつ、集団が負う可能性のある訴訟費用の負担に責任をとりうる者でなければならない。裁判所は、必要がある場合には、集団代表者の任命を取消し、新たな集団代表者を任命することができる。これに対応して、集団代表者の任命の取消し及び新たな集団代表者の任命に関する決定に第35-4条第(4)項を準用する。
- (4) 集団は、弁護士である代理人によって法的に代理されなければならない。ただし、特別な事情のある事件では、裁判所は、この要件の例外を認めることができる。

第35-10条 集団構成員の一部にのみ関係する紛争の争点、部分集団

- (1) 裁判所は、集団訴訟に関する規定が、集団構成員のある一部にのみ関係する紛争の争点の審理に対しては、適用されない旨を決定することができる。この場合には、その一部の集団構成員は、その争点についての自律権を与えられる。裁判所は、複数の争点を審理する際の順序を決定しなければならない。裁判所は、通常の場合には、当事者のある一部にのみ関係する特定の争点を審理する前に、集団全体に関係する争点を審理しなければならない。
- (2) 集団が大きな数の集団構成員で構成されており、共通又は実質的に類似の法律上又は事実上の争点があるうちの一部の者について当てはまるが、集団全体に当てはまる争点とは異なるときは、裁判所は、部分集団の設置を決定することができる。これに対応して、本章の規定は、部分集団の設置及び部分集団が設立される原因となった争点の審理に準用される。

第35-11条 集団訴訟で申し立てられた請求に関する判断及び和解

- (1) 集団訴訟で申し立てられた請求に関する判断は、その判断の時点における集団構成員たる者を拘束する。
- (2) 裁判所は、当事者の異議又は主張を受けて、集団構成員の全員の請求に関して同時に本案についての判断をすることが適切ではないと認めるときは、裁判を分割して、最初に集団構成員の一人または一部の請求について判断することができる。裁判所は、その後の手続では、最初の判断に従うべきではないとする特別の理由が主張されない限り、最初の判断を再審理することなく、これに従わなければならない。本項は、集団構成員が上訴の方法による再審理を求めることができない事実上または法律上の状況の判断には適用され

ない。

- (3) 集団訴訟における第35-7条に基づく和解は、裁判所の認可を要する。この認可の決定には、対応して第35-4条第(4)項を準用する。

第35-12条 費用

- (1) 集団代表者は、集団訴訟の費用に関して、権利及び義務を有する。
- (2) 集団代表者の交替があった場合には、裁判所は、前任者と後任者の間で費用に関する権利及び義務をいかに分配すべきかにつき、決定しなければならない。
- (3) 本条第(1)項及び第(2)項は、第35-10条第(1)項に基づく紛争の争点に関する費用には適用されない。

第35-13条 報酬

- (1) 集団代表者は、その職務に関して報酬を受ける権利、並びに、支出（弁護士に対する報酬及び費用を含む）の償還を受ける権利を有する。この報酬及び支出の償還については、裁判所がこれを決定する。この場合には、第20-9条が適用される。
- (2) 集団代表者が負う費用に関する請求権は、相手方当事者が費用負担を命じられた範囲において相手方当事者に対して、又、第35-14条に定める限度で集団構成員に対して、これを行うことができる。

第35-14条 集団構成員の経済的負担等

- (1) 第35-6条に基づく訴訟における集団構成員は、第35-12条に基づいて集団代表者が負う費用、並びに、第35-13条に基づいて裁判所が決定した報酬及び支出の償還について、責任を負担することが登録の条件であった場合に限り、集団代表者に対して責任を負う。前払いされていない集団の弁護士に対する支払は、その弁護士に対して支払われる。
- (2) 第35-4条第(3)項に基づいて集団から除外されたかつての集団構成員は、本条第(1)項に基づく費用負担の責任を負わない。第35-6条第(3)項に基づく前払金は、償還されなければならない。登録抹消により集団から離脱したかつての集団構成員は、本条第(1)項に基づく責任を負う。ただし、裁判所が別段の決定をしたときは、この限りではない。裁判所は、この決定をするに際し、裁判所は、責任の免除が集団代表者にもたらす影響、責任の維持が離脱した集団構成員にとって不合理な負担かどうか、その他の離脱の時点におけるあらゆる事情を考慮しなければならない。
- (3) 集団の弁護士は、自身の報酬及び支出が支払われた後は、本条第(1)項に基づいて支

払われた金銭を、集団代表者の費用の充当のために支払われる前に、集団の相手方当事者が受けることを認められた費用の精算のために譲渡しなければならない。

第35-15条 被告側の集団

集団が訴訟における被告側の当事者によって構成される場合は、第35-1条から第35-14条までの規定（第35-7条を除く）は、その性質に反さない限り、対応して準用する。

*この翻訳は、ノルウェイ紛争法の英語訳から、三木が暫定的に翻訳した仮訳である。